

■公共施設マネジメント事業計画（素案）について■

1 これまでの経過について

- 平成26年度 「公共施設マネジメント白書」「公共施設最適化基本方針」策定
- 平成27年度 「公共施設等総合管理計画」策定
- 平成28年度～ 「公共施設マネジメント事業計画」策定中

2 事業計画の目的<計画(素案)P1参照>

- ・公共施設マネジメントは、時代の変化に対応した行政サービスの継続的な提供、人口減少が進む中で今後の財政状況も踏まえた持続可能なまちづくりの実現に向けて、公共施設の全体適正化に取り組む、将来世代に負担を先送りしないことを目的とする。
- ・事業計画は、公共施設マネジメントを推進するための手段と、具体的な取組方向を示すもので、各施設のサービス内容と機能の見直し、再整備や維持管理の取組方向、各地区における再整備の考え方、整備の全体スケジュール、財政計画等をまとめたものとなる。

3 事業計画の位置づけ<計画(素案)P1参照>

- ・公共施設の再整備と維持管理を進める上で、市民と行政が共通認識を持つための具体的な計画という位置づけであり、今後はこの事業計画に基づいて個々の施設の再整備や維持管理に取り組むこととなる。
- ・計画期間は「公共施設等総合管理計画」の30年間（平成29～58年度）を3期に分けて、最初の10年間の再整備・再配置、維持管理の取組をまとめたものが「第1期事業計画」となる。

4 再整備・再配置の考え方<計画(素案)P2～3参照>

○再整備・再配置の視点

生活者の視点に立った施設の配置 / 地域コミュニティの維持発展につながる開かれた拠点の設置 / 地域のよりどころとなりうる施設機能の保持 / 経済効果を重視した施設の整備

○地域対応施設再整備の基本方針

- ・地区センター及び小学校・中学校は、人口バランスや生活圏域、通学距離等を考慮し、9地区に1施設ずつ設置する。なお、地区センターについては、原則として現在の公民館の建物を活用して設置する。
- ・公立保育所は、民間とのバランスを考慮しつつ、6地区に1施設ずつ設置する。
- ・地域の拠点として想定している地区センター及び小学校は、複合化・多機能化を進め、全体としてサービスの低下を防ぐ工夫をする。
- ・複合化に向けては、第1段階として既存の施設を活用して可能な範囲で調整を図ることとし、第2段階では施設更新を踏まえた複合化を進めるものとする。

○広域対応施設再整備の基本方針

- ・建設当初と現在との社会環境や市民ニーズの変化を捉え、将来にわたる施設の必要性を踏まえて整備方向を検討する。
- ・提供すべき行政サービスの見直しに基づく施設の機能や役割の見直しを行い、存続・廃止を含めて整備方向を検討する。
- ・広域連携や民間へのサービスの移行の可能性を踏まえて整備方向を検討する。

5 計画の推進体制<計画(素案) P 5 参照>

- ・公共施設マネジメント推進課を中心に、全庁的な協力のもとで計画に基づく事業を推進していく。
- ・この取組は、単に施設の再整備・維持管理を進めるものではなく「行政サービスの最適化」を目的としたものであることから、企画課政策推進室と公共施設マネジメント推進課が連携して取り組むものとする。
- ・公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進本部において、実績の評価や改善を行うとともに、適正な推進に向けては、常に計画の時点修正を行いながら取り組んでいくこととする。

6 機能別事業計画のポイント<計画(素案) P 8 ~参照>

○地区センター (P 8)

- ・地区公民館は地区センターに移行し、9地区に1施設ずつ再配置する。また、地区センターへの移行はできる限り第1期事業計画期間内に、各地区同時に行うこととする。
- ・公民館機能、防災拠点機能、支所機能、自治振興機能、福祉総合窓口機能、地域包括支援センター機能を備えた複合施設として整備し、ワンストップサービスが提供できる体制を整える。
- ・既存施設を活用する段階と施設更新時の2段階で複合化を進めることとする。
- ・地区センターに移行しない公民館施設は、用途廃止後に集会や防災拠点としての機能を考慮して地区での自主的な活用を検討する。

○小学校・中学校 (P 10)

- ・児童・生徒の学習環境及び教育内容の充実を目指した施設整備を目指すこととし、複合化についても学習環境の向上に寄与する機能を付加する方向で検討する。また、「元気なこどもが育つまち」づくりに向けて、子ども・子育て支援につながる機能の複合化についても考慮する。
- ・校舎及び体育館については、災害対応施設としての使用を考慮した施設整備を行う。
- ・小学校は、学童保育室、図書館分館機能、地域交流スペース機能を備えた複合施設として整備する。中学校は、部活動などにより利用時間が長いため、複合化できる可能性は低いと考えるが、図書館分館機能は、中学校への複合化の可能性についても検討する。
- ・9地区に1施設ずつ配置することとし、統廃合については、耐用年数等を考慮し、大規模改修や施設更新の時期に合わせて行うものとする。
- ・複合化については、既存施設を活用する第1段階と施設更新に合わせて実施する第2段階に分けて取り組む。

○保育所 (P 16)

- ・民間保育園との連携を図りながら、旧行政区の6地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進める。
- ・再整備にあたっては他の公共施設との複合化を含めた検討を行うとともに、他の公共施設や民間保育園の設置状況を踏まえた再配置を検討する。
- ・老朽化が著しい施設については、保育ニーズへの対応を含め、早期に施設更新を進める。

○市民会館・中央公民館 (P 20)

- ・市民会館・中央公民館の機能は「(仮称)市役所整備計画」に位置付けて、現在の市役所の敷地内に複合施設として一体的に整備することとし、既存施設は廃止し除却する。
- ・施設としての中央公民館のあり方を検討するとともに、社会教育活動をマネジメントする組織としての中央公民館は、今後も教育委員会事務局の組織として維持する。

○市役所 (P 31)

- ・耐震性能不足を解消するためA・B棟の建替えを行うこととし、併せて、これからの市役所に求められる、防災・災害復興拠点機能、集会機能、交流機能、情報発信機能など新たなサービスや機能を持った複合施設を整備する。
- ・C棟は大規模改修を行った上で継続して活用する。

7 地域別事業計画のポイント<計画(素案) P 4 1~参照>

○地区の成り立ちと現状、将来の見通し

- ・各地区の歴史的特性、地理・地形的な特徴、人口動態、生活環境、交通事情、都市開発状況等、各地区の公共施設の再整備・再配置を検討する上で根拠となる各種分析を記載している。
- ・地区ごとに、今後の人口推計のグラフと現在の施設の配置状況の地図をデータとして示している。

○再整備・再配置の方向性と課題

- ・公民館や小・中学校、保育所、学童保育室など、地区に複数ある施設については、統廃合や複合化などの整備パターンを複数提示し、今後の地区懇談会での市民意見等を踏まえて選択することとする。また、整備パターンごとにメリット・デメリットを提示している。
- ・広域対応施設については、機能別事業計画で詳細を示しているため、ここでは施設ごとに方向性だけを簡潔に記載している。
- ・「地区の成り立ちと現状、将来の見通し」を踏まえて、再整備・再配置を進める際の課題を地区ごとに提示している。
- ・この「地域別事業計画」に基づいて、今後の地区懇談会の意見交換を行いたいと考えている。

8 30年後の再整備イメージ<計画(素案) P 6 9~参照>

- ・「機能別事業計画」「地域別事業計画」に基づいて、今後30年間で再整備・再配置を進めると、どのような公共施設の配置状況になるのかをまとめた一覧表である。
- ・地区懇談会等で公共施設マネジメントの全体像をイメージしてもらいやすいように作成したものであり、この一覧を見ることで各地区の配置バランスなども検討しやすくなると考えている。
- ・今後の意見交換の結果によっては変更される可能性がある。

9 30年間の整備スケジュール<計画(素案) P 7 1~参照>

- ・30年間にどのようなスケジュールで各施設の整備に取り組むのかをまとめた一覧表である。
- ・地区懇談会等で公共施設マネジメントの全体像をイメージしてもらいやすいように作成したものであり、この一覧を見ることで各地区における整備時期がわかりやすくなると考えている。
- ・今後の意見交換の結果によっては変更される可能性がある。

10 30年間に要する事業費の推計<計画(素案) P 7 6参照>

- ・現段階の「機能別事業計画」「地域別事業計画」に基づいて、基準となる数値で事業費を推計した結果である。
- ・「公共施設マネジメント白書」で推計した年平均47億円と比較すると、年平均額が30.9億円と約3.4割削減できている。ただし、財源と比較すると14.2億円ものかい離がある。このかい離は「公共施設等総合管理計画」でも示している通り、施設の縮減による光熱水費や人件費など運営経費の削減、余剰となる施設の貸与・売却や新たな国・県交付金の活用などによる財源の確保により、解消していきたいと考えている。
- ・公共施設マネジメントの財政計画は「事業計画」が固まった時点で再度調整を図り、財政部門が策定する「中期財政計画」と整合を図っていくこととする。
- ・なお、この財政見通しの事業費算出の根拠については、P 7 7~7 8に記載をした。

1.1 今後の進め方

○地区懇談会の実施

- ・「公共施設マネジメント事業計画」の策定に向けて、地区センターや小・中学校など地域対応施設で提供するサービスや備えるべき機能、将来的な再配置等について、地区ごとに住民の代表を交えて意見交換を行う場として設置するもの。
- ・この懇談会は、住民の視点による地区の実情や公共施設マネジメントの必要性に対する共通認識を醸成するとともに、将来的な地区のまちづくりや施設の再整備・再配置に対する意見交換を行うことを目的としている。
- ・各地区の住民代表10名程度の協力を得て組織する。住民代表とは、区長、民生・児童委員、公民館運営委員、PTA役員、青少年健全育成推進委員会委員等を想定している。
- ・6月から11月にかけて各地区4回程度の懇談会を実施する。原則として地区公民館を会場とし、平日の夜に開催する予定である。
- ・地区懇談会で出された意見を踏まえて事業計画の原案を策定していくこととしている。
- ・地区懇談会の概要は、随時市公式ホームページなどで報告していく予定である。

○事業計画の確定

- ・「公共施設マネジメント事業計画」については、地区懇談会や公共施設最適化検討特別委員会のご意見等を踏まえて、年内をめどに原案を策定する予定である。
- ・平成30年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、併せて市民説明会等で周知を図る予定である。
- ・パブリックコメントの結果を踏まえて修正した上で、本年度中に事業計画を確定する予定である。
- ・平成30年度からは、この事業計画に基づいて、施設所管課と協議をしながら計画的に施設整備に取り組んでいくこととなる。